

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社 代表者名 代表取締役社長 山東 理二 (コード番号 6366 東証第一部) 問合せ先 総務部長 中村 薫 (TEL 045-225-7740)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の第91回定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) に定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、これまで監査等委員会設置会社として、継続して取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図ってまいりました。今般、業務の執行と監督の分離をより一層進め、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り、透明性の高い経営と適切な意思決定を実現させることを目的として、株主総会及び取締役会の招集及び議事進行について柔軟性を確保するとともに、取締役会の監督機能を及ぼすことを可能とすべく、以下の変更を加えることといたしました。

(1) 第12条

株主総会の運営の柔軟性を確保するため、株主総会の議長を取締役社長に限定することなく、代表取締役とするものです。

(2) 第23条

取締役会の運営の柔軟性を確保するとともに、経営と執行の分離を推し進めるべく、取締役会の招集権者についての取締役会長の代行順位に関し、先順位者を取締役社長に限定することなく、取締役会の決定により業務執行から独立した社外取締役を含む他の取締役を先順位とすることも可能とするものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、かかる定款変更については、本日付けで公表しております「第三者割当による優先株式の発行、資金の借入れ及び定款の一部変更に関するお知らせ」で別途お知らせしました定款の一部変更の内容とは別の議案にて、本定時株主総会にて株主の皆様にお諮りする予定です。そのため、以下には、別途お知らせしております定款の一部変更の内容は含まれておりません。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集 し、臨時株主総会は必要の都度これを招集 する。

株主総会は、取締役社長が取締役会の決議 によりこれを招集し、その議長となる。取 締役社長事故あるときは、取締役会の定め た順序により他の取締役がこれに代る。

第 13 条~第 17 条 (条文省略)

第4章 取締役、取締役会および執行役員

第 18 条~第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、取締役会長がこれを 招集し、その議長となる。取締役会長に欠員 または事故があるときは<u>取締役社長がこれ</u> に代り、取締役社長もまた事故あるときは取 締役会の定めた順序により他の取締役がこ れに代る。

取締役会は、各取締役に対し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。

第 24 条~第 30 条 (条文省略)

変更案

第3章 株主総会

(株主総会の招集および議長)

第 12 条 定時株主総会は<u></u>毎年 6 月に<u>これ</u> を招集し、臨時株主総会は<u></u>必要の都度これを招集する。

株主総会は、<u>代表取締役の中から取締役会が定めた者が</u>議長となる。<u>ただし、議長である代表取締役に</u>事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の<u>代表</u>取締役が<u>議長となる。</u>

第13条~第17条 (現行どおり)

第4章 取締役、取締役会および執行役員

第18条~第22条(現行どおり)

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、取締役会長がこれを 招集し、その議長となる。取締役会長に欠員 または事故があるときは、取締役会の定めた 順序により他の取締役がこれに代る。

取締役会は、各取締役に対し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。

第24条~第30条(現行どおり)

3. 日程

本定時株主総会の開催日	2019年6月25日 (予定)
定款変更の効力発生日	2019年6月25日 (予定)

以上